

III 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

36 緊急通報システム

(福祉局高齢福祉課)

緊急通報用機器をレンタルし、緊急時の消防局への連絡などを確保して生活の安全を確保します。

1 内容

在宅でひとり暮らしの高齢者などが、家庭内で急病や事故などの緊急事態におちいったとき、胸にかけたペンダントのボタンを押すなどして、自動的に「受信センター」に通報し、緊急時には「受信センター」から消防局や近隣の協力員などに連絡して生活の安全を確保します。

また、緊急時以外の相談にも対応することにより、日常生活上の不安を解消します。

2 対象者

65歳以上の福岡市の介護保険被保険者で、健康状態・身体状況に不安があり緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らし及びそれに準ずる人

3 通報機器

原則として、固定電話回線をお持ちの方は「固定電話型」、固定電話回線をお持ちでない方は「携帯電話型」(※)のレンタルとなります。

※携帯電話型は、通報専用機器です。電話機としてはお使いいただけません。

また、自宅内のみ使用できます。

4 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階	利用者負担額(月あたり)	
	固定電話型	携帯電話型
第1・2・3段階	0円	0円
第4~15段階	948円	1,145円

※機器の紛失・破損時等、上記のほかに自己負担が発生する場合があります。

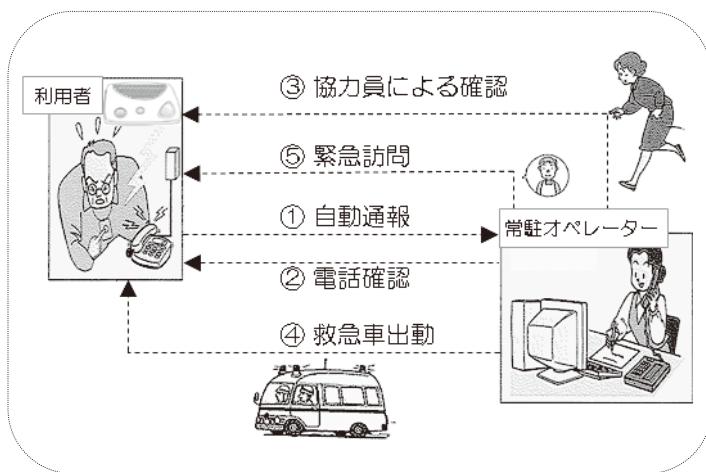
5 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市のホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書②介護保険被保険者証③印鑑(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

なお、申込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。



【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課
(P131 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

37 声の訪問 (福祉局高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者の安否確認を毎日電話により行います。

1 内容

ひとり暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話により毎日1回安否の確認を行い、いろいろな相談に応じます。

2 対象者

市内に居住する福岡市の介護保険被保険者で、65歳以上のひとり暮らしの人またはこれに準ずる人

3 費用

無料

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

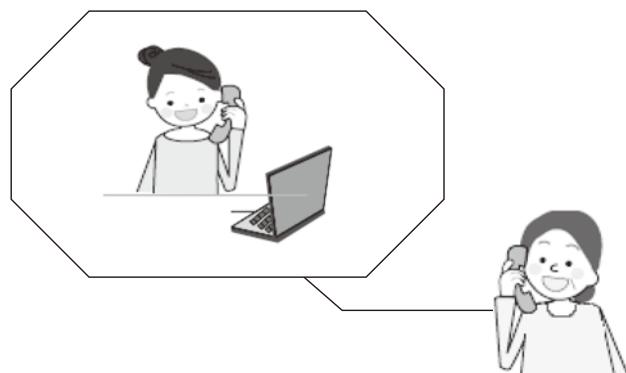
※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131 参照)



III 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

38 孤立死を防ぐ見守りダイヤル (福祉局地域福祉課)

孤立死の疑われる住民の異変に気づいた場合に、通報いただくダイヤルです。郵便物がたまつたまま、洗濯物が干されたまま、電灯が昼夜ずっとついたまま、家の中からの異臭など、孤立死の疑われる異変に気づいた場合に通報ください。

1 電話番号

080-9100-0883

2 受付時間

365日、24時間（安否確認は午前8時～午後8時）

3 注意点

- ・地域の見守り活動の中で、孤立死などの対応を関係機関（住宅供給公社、社会福祉協議会等）とルール化していれば、そちらを優先してください。
- ・電話は非通知とせずにかけてください。不在着信の場合はすぐに折り返し電話します。
- ・現在「見守りダイヤル」は市内に1か所の設置のため、現地に到着するまで、時間がかかる場合があります。
- ・事前申込みは不要です。



福岡市 見守りダイヤル 【電話受付】365日 24時間対応

080-9100-0883

【問い合わせ先】

福祉局地域福祉課 TEL 733-5346 FAX 733-5914

III 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

39

日常生活用具

(福祉局高齢福祉課)

在宅のひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

1 内容

火災警報器、自動消火器、電磁調理器の3品目を給付します。

2 対象者

市内に居住する65歳以上で、次のいずれかに該当する人

- (1)火災警報器…寝たきりの高齢者「(要介護4・5)」、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (2)自動消火器…寝たきりの高齢者「(要介護4・5)」、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (3)電磁調理器…高齢者のみで構成される世帯で、かつ、心身機能の低下に伴う出火等への配慮が必要な世帯

3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	100%
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	90%
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	10%
第9～15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上	助成対象外

※第1段階のA、Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※下記の機種単価に上記助成率を乗じた額が助成額となります(1円未満切上げ)。

機種単価

区分	機種類	機種単価(令和6年度)
給付	火災警報器	2 4,400～9,900円
	自動消火器	3 36,300～58,300円
	電磁調理器	2 13,970～17,490円

4 利用方法

各区保健福祉センター・介護保険課にお申し込みください。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター・介護保険課(P131 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

40 生活支援ショートステイ

(福祉局高齢福祉課)

要介護・要支援の認定をお持ちでない人が、介護者の入院などで家の生活に支障をきたす場合に、ショートステイ利用料金の一部を助成します。

1 内容

利用回数：1年度に18日まで

実施施設：介護保険の短期入所生活介護等の指定を受けている福岡市内の事業所（契約施設のみ）

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者で、介護保険料所得段階第1～5段階までの在宅の人かつ65歳以上の虚弱な人で、介護者の事情などにより住宅での生活が難しく、一時的に施設サービスの提供を必要とし、介護保険の適用を受けない人

3 費用（自己負担）

1日 2,600円+食事などの実費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費や送迎費などの実費のみの負担です。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

※福岡市ホームページからオンラインでもお申し込みできます。

申込時に必要なもの…①申込書（①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。）

②診断書

③介護保険被保険者証

利用の際には、利用登録証を施設にご持参ください。

5 送迎

利用の施設にご相談ください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課（P131 参照）